

神奈川県登録業者の特例について

屋外広告業の登録は、各都道府県、政令市、中核市それぞれが行います。

神奈川県全域で営業する屋外広告業者の方は、神奈川県、政令市（横浜市、川崎市、相模原市）、中核市（横須賀市）の5自治体の登録を受ける必要がありますが、神奈川県下では、神奈川県の登録を受けた屋外広告業者を各市の登録を受けたものとみなす登録の特例を設け、県内で広い地域にわたり営業を行う屋外広告業者の手続的・経済的な負担を軽減するとともに、県と各市で連携して一体的な屋外広告業者の指導、育成を目指していきます。

具体的には、神奈川県の登録を受けた屋外広告業者が、横須賀市内で屋外広告業を営もうとするときは、登録を受ける代わりに、特例屋外広告業の届出をすることにより、横須賀市の登録を受けた者とみなすものです。

1. 特例屋外広告業者届出簿への記載

特例屋外広告業の届出を受理した時は、特例屋外広告業者届出簿に記載し、一般の閲覧に供します。

2. 業務主任者の選任等

登録を受けた屋外広告業者と同様に、営業所ごとに業務主任者を選任し、法令の規定の遵守等の業務を行わせなければなりません。

3. 標識の掲示

特例屋外広告業者は、営業所ごとに公衆の見やすい場所に、特例屋外広告業者届出票を掲げなければなりません。

4. 帳簿の備付け

(1) 登録を受けた屋外広告業者と同様に、次の事項を記載した帳簿を備え、書面及び磁気ディスク等確実に記録できる手段により保存しなければなりません。

- ・ 注文者の商号、名称又は氏名及び住所
- ・ 広告物等の所在地
- ・ 広告物等の名称又は種類及び数量
- ・ 広告物等を表示し、又は背設置した年月日
- ・ 請負金額

(2) 帳簿は、各事業年度の末日で閉鎖し、閉鎖後5年間は営業所ごとに保存しなければなりません。

5. 特例屋外広告業の届出事項の変更、廃止について

届出に係る事項について変更があったときは又は、横須賀市内での屋外広告業を廃止したときは届け出る必要があります。

6. 営業の停止

特例屋外広告業者が次のいずれかに該当するときは、6カ月以内の期間で本市内での営業の全部又は一部の停止を命じることとします。

- (1) 「屋外広告業の登録について」のページの4. 登録の拒否の(2)又は(4)から(7)までのいずれかに該当することとなったとき
- (2) 屋外広告物法に基づく条例（他の自治体の条例も含む。）又はこれに基づく処分に違反したとき

7. 登録の特例に係る罰則

神奈川県の登録を受けている者で、特例屋外広告業の届出をしないで横須賀市内で営業した者や、特例屋外広告業の届出をした者で、届出事項の変更の届出又は廃業等の届出を怠った者は、5万円以下の過料に処せられることとなります。

8. 手数料について

手数料は不要です。ただし、届出書と一緒に返信用封筒（角2号サイズ、宛名を明記し、140円切手を貼付したもの）を提出してください。（郵送可）

※ 神奈川県に登録手続きについては[こちら\(外部リンク\)](#)をご覧ください。